

調布市基本構想素案（市民会議提案書）

～ともに生き ともに創る 彩りのまち調布～

調布市基本構想策定推進市民会議

基本構想素案（市民会議提案書）の提案に当たって

「調布市基本構想策定推進市民会議」は調布市基本構想の策定にあたり、市民全体で調布市の将来都市像を共有すべく設置された組織です。令和5年度からの新しい基本構想の策定に向け、令和3年7月に発足した今回の組織は市民委員と府内委員により構成され、子ども・子育て支援、学校教育、福祉、共生社会、産業・観光振興、芸術・歴史文化、市街地整備、環境保全など様々な視点から「調布の未来」について議論を重ねました。

この提案書にはまちづくりにおける将来像と8つの基本目標をまとめています。私たちが暮らし、働く調布市への想いを持った委員一人一人が、それぞれの知見をもとに、これから調布市の未来には何が必要かを積極的に議論した集大成です。ここには共に協力し合い、地域の特性や資源を活かし、より良い私たちの街をつくりていきたいという想いが込められています。そして、私たちはこの提案書を提出することで役目を終えるのではなく、提案に基づいた今後の街づくりに引き続き参画していく所存です。

最後に、今回の一連の会議は新型コロナウイルスの感染予防を考慮し、オンラインを併用した会議進行となりました。困難な状況の中、会議を円滑に進め、意見を取りまとめてくださった事務局の皆さんに感謝の意を表したいと思います。

令和4年8月24日

調布市基本構想策定推進市民会議

会長 瀧柳 伸央（市民委員）
副会長 大槻 昌美（市民委員）
副会長 東海林 一洋（府内委員）

委員（市民委員）（50音順）

秋元 妙美
岩崎 弥左子
江成 豊
大木 智恵子
小川 恭子
木村 啓佑
児島 秀樹
小峯 充史
小山 弘之
小山 康博
佐藤 ひかる
白鳥 眞理子
進藤 美左
鈴木 瞳人
竹中 裕子
布目 正浩
林本 司
森 直樹
矢辺 良子
山田 真弓
吉葉 真暁

委員（府内委員）（50音順）

伊藤 菜々子
五十子 認
岩崎 俊
川名 亜弥
工藤 僚大
権平 紗香
坂本 祐樹
佐藤 葵
佐藤 麻美
篠田 理人
下妻 大輔
東海林 芳昭
高橋 熙慎
長野 萌香
萩原 麻子
長谷川 久晃
平野 良弥
穂積 俊明
三上 里沙子
水越 聰
森木 豊和
山田 宙拓

目 次

第1章	策定に当たって	1
第1節	策定の背景-----	1
第2節	策定の意義・目的-----	2
第3節	まちづくりの潮流と課題-----	3
第2章	まちの将来像	6
第1節	まちづくりの基本理念-----	6
第2節	まちの将来像-----	7
第3節	目標年度-----	7
第4節	人口規模-----	7
第5節	まちづくりの基本目標-----	8
第3章	分野別の将来像とまちづくりの基本方向	9
第1節	基本目標1【防災、防犯】 安全に安心して住み続けられるために-----	9
第2節	基本目標2【子育て支援、学校教育、子ども・若者】 安心して子どもを産み育てられ、将来を担う子ども・若者が力を発揮できるために---	11
第3節	基本目標3【福祉（高齢者福祉・障害者福祉・地域福祉）、健康づくり】 みんなで支え合い、いつまでも心穏やかに暮らすために-----	13
第4節	基本目標4【生涯学習、スポーツ・レクリエーション】 学びやスポーツを通じ、だれもが充実した毎日を過ごすために-----	15
第5節	基本目標5【共生社会（地域コミュニティ・人権・LGBTQ・多文化共生）、平和】 多様性を認め合い、安心して自分らしく暮らせるために-----	17
第6節	基本目標6【産業（創業支援・地域経済）、観光、芸術・歴史文化】 調布ならではの魅力にあふれ、活気に満ちたまちにするために-----	18
第7節	基本目標7【市街地整備（駅周辺・住宅・景観）、交通環境・道路整備】 地域の特徴を活かした快適で利便性に富むまちをつくるために-----	20
第8節	基本目標8【緑・農地・水辺・公園、環境保全】 豊かな自然と人が共生する、持続可能なまちをつくるために-----	22
第4章	まちの将来像の実現に向けて	24
第1節	市民が主役のまちづくり-----	24
第2節	市民のための市役所づくり-----	24
第3節	計画的な行政の推進-----	25

第1章 策定に当たって

第1節 策定の背景

調布市は、5次にわたる総合計画に基づき、総合的かつ計画的なまちづくりに取り組んできました。とりわけ、平成24年8月の京王線地下化の実現を契機として、南北一体の都市基盤整備を着実に進めるとともに、ラグビーワールドカップ2019日本大会及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした各種取組を展開するなど、ソフト・ハードが一体となったまちづくりを多様な主体と連携しながら推進してきました。

近年の市を取り巻く社会情勢に目を向けると、気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化や、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量「実質ゼロ」を目指すゼロカーボンシティの実現に向けた機運や多様な性の在り方の尊重をはじめとした人権に関する課題への関心の高まりなど、社会全体で取り組むべき重要な課題は新たな局面を迎えていきます。

こうした中、一昨年来、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルスの蔓延は、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしています。また、市民の生活様式の変化に伴い、デジタル化が急速に進展したことから、行政サービスのデジタル化が求められています。

国際社会においては、ロシアがウクライナへの軍事的な侵攻を行い、子どもを含む多くの尊い命が奪われるという悲惨な事態が発生したことを見て、平和を希求する思いは、より一層高まっています。

他方、日本全体では既に人口減少・少子高齢社会を迎えており、調布市の総人口は、現在の微増傾向から、徐々に減少局面に転じるとともに、特に65歳以上の高齢者数の増加によって、人口構造が大きく変化し、まちの活力が低下していくことが予測されます。

持続可能なまちづくりや地域活性化を図るために、国際社会全体の共通目標であるSDGsの達成や国全体の共通課題である地方創生に向けた取組などの一層の推進が重要となります。

こうした多様化・複雑化する課題に対し、幅広い市民の参加はもとより、NPO・企業・大学など多様な主体との協働による共創の取組の必要性は、今まで以上に高まるものと考えます。

このような変化の激しい時代にあって、まちの将来像を共有することで、私たちが一丸となって、次世代に誇りと自信をもって引き継ぐことができる、夢と希望に彩られた未来の調布の実現を目指すものです。

第2節 策定の意義・目的

日本国憲法が掲げる地方自治の本旨にのっとり、調布市における自治の基本理念及び市政運営の基本原則を明らかにし、自治によるまちづくりを進め、もって活力ある豊かな地域社会を実現するため、調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例を制定しました。

これにより、調布市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、市民参加の下、まちの将来像を示す基本構想及びその実現を図る基本計画を策定します。

この基本構想の策定に当たっては、市民と市職員等で構成する検討組織として、「調布市基本構想策定推進市民会議」を設置し、基本構想の案づくりを協働で進めてきました。

このような過程を経て策定するこの基本構想は、市民と市が共に手を携え、わたしたちの総力を結集して実現を目指すまちの将来像などを明らかにしたものであり、次のような意義・目的を有しています。

1 まちづくりの目標を共有する基本構想

調布市は、この基本構想に掲げたまちの将来像などを市民、議会、行政がしっかりと共有し合い、それがお互いの責任と役割を果たしながら、だれもが将来に夢や希望を持ち、いつまでも安全・安心に暮らせる地域社会の実現に向けて、より一層参加と協働のまちづくりを推進していくこととします。

2 まちづくりの指針となる基本構想

この基本構想は、これまで積み上げてきた調布市のまちづくりの成果を引き継ぎつつ、新たなまちの将来像として8年後の令和12（2030）年までの目標を定め、その目標に向けた針路を総合的に示すものであり、市政経営における行財政の計画的運営や個別の施策、事業を推進するうえでの指針となります。

第3節 まちづくりの潮流と課題

今後のまちづくりを進めるうえでは、様々に変化する市政を取り巻く状況や社会経済情勢等の潮流を踏まえ、その時々における調布のまちの地域課題や市民ニーズに的確に対応していく必要があります。

1 人口構造の変化

我が国全体では既に、総人口減少、更なる少子高齢化が進行しています。

調布市は、本基本構想期間において、総人口に加え、年少人口、生産年齢人口ともにピークを迎える、老人人口は引き続き増加傾向を見込んでいます。また、1973年前後に生まれた、いわゆる団塊ジュニア世代が年齢を重ねることで、市における高齢化率は一段と高まることが見込まれます。

こうした人口構造の変化に伴い、社会保障関係経費の増大や地域の活力低下など、市政における多方面での影響が懸念されます。このような状況においても、豊かで活力あるまちとして発展していくためには、地方創生の視点を踏まえ、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや、高齢者が生きがいを持って暮らせる社会づくりを進めていくことが必要です。さらに、まちの活力や賑わいを維持・向上させるためには、商業・観光振興や起業支援などに加え、在学在勤者や買い物・観光等で調布を訪れる昼間人口、関係人口を増やす施策に取り組むことが重要となります。

2 これまでのまちづくりの成果を一層の利便性向上、賑わいにつなげ、魅力あふれる豊かなまち調布を実現

京王線の地下化を契機とする南北一体の街づくりにおいて、今世紀の調布のまちの骨格として、都市基盤整備や複合商業施設の開業など、ソフト・ハード一体となったまちづくりを大きく前進させてきました。今後、駅前広場整備や鉄道敷地整備が完成することにより、これまでのまちづくりの成果が実を結ぶ大きな節目を迎えることとなります。

引き続き、自然と共生し、快適で住みよいまちとしての魅力を高めていくため、地域の特性を活かした都市基盤整備と併せ、住環境の整備に取り組んでいく必要があります。

3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー

世界的スポーツ大会であるラグビーワールドカップ2019日本大会、東京2020大会の調布のまちで開催されたことによる、まちづくりの多面的な効果をレガシーとして、継承・発展していきます。

東京2020大会の開催を契機として、共生社会の重要性をこれまで以上に発信するため、「パラハートちようふ」のキャッチフレーズを掲げ、様々な分野で取組を展開していきます。

4 新型コロナウイルス感染症対策・市民生活支援・地域経済対策

長引く国内経済の低迷に加え、新型コロナウイルスの感染拡大等により、市民生活や市内経済に大きな影響が生じています。

新型コロナウイルスの感染拡大は、市民生活や地域経済に非常に大きな影響を及ぼし、社会及び市民の意識や生活様式に変化をもたらしました。

国や東京都の方針や取組と連動しながら、「感染症拡大防止に向けた取組」、「市民生活及び子どもたちへの支援」、「地域経済への支援」の3つの柱（取組）を基軸として、市民一人一

人の命と健康、安全と安心を守ることを第一に、市民生活支援としてセーフティネットを有機的に機能させるとともに、地域経済への影響を的確に把握しながら、国や東京都の対策をはじめ、関係機関との連携の下、様々な対策に取り組む必要があります。

引き続き、国や東京都の動向を注視しながら、市内における「感染症の拡大防止」と「社会・経済活動の維持・再活性化」の両立に必要な対策を迅速かつ的確に実施していく必要があります。

5 防災・減災のまちづくり

令和元年台風第19号では、市制施行以来初となる、避難勧告を発令するとともに、市内で床上浸水などの多数の被害が発生しました。気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害や暑熱への対策が求められています。

東日本大震災は、調布市の市民生活にも大きな影響を及ぼし、また、首都直下型地震が、近い将来において高い確率で発生することも予測される中、災害への備えや対応について市民の意識がより一層高まっています。

まちの防災機能の向上のため、都市計画道路や生活道路の計画的な整備を進めるとともに、旧耐震基準により建築された住宅の耐震化を促進する必要があります。

いつどこで起きるか分らない災害による被害を最小限に抑えるため、自助・公助での備えに加え、産学官民連携による共助の取組を推進することで、これまで以上に市民が安全・安心に暮らせる調布のまちづくりを進める必要があります。

日常的に使用・提供している、教育・スポーツ・環境分野等における施設機能や市民サービス、システムなどを、平常時だけでなく災害時等の非常時においても利活用できるよう整備するフェーズフリーの考え方に基づくまちづくりに取り組む必要があります。

6 ゼロカーボンシティ調布の実現

近年、世界規模で気候変動や生物多様性の損失等の環境劣化が極めて問題視されている中、国際的に脱炭素社会の実現に向けた機運が高まっています。今後、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、国を挙げて温室効果ガス排出量の削減に向けた取組が活発化していくと見込まれる中、行政が規範となり率先して行動に取り組むとともに、市民の省エネルギーに配慮したライフスタイルや、フードドライブを通じた食品ロスの削減、事業者の環境に配慮した経営、事業活動の普及等を促進するための仕組を整える必要があります。

また、わたしたちの暮らしにうるおいやすらぎを与える自然環境は、失われつつあり、自然と調和したまち発展や宅地開発を進めていく必要があります。市内の貴重な自然を次世代に引き継ぐために、水と緑の保全や緑化を推進するとともに、脱炭素・循環型社会の形成に向けた取組を市民、事業者及び行政が連携、協力し、実践することが求められています。

7 市民サービス・行政・地域社会のデジタル化の推進

新型コロナウイルスの感染拡大と相まって、国や東京都は相次いで、デジタル化に関する方針（デジタル田園都市国家構想、Society5.0）を打ち出す中、市としても、行政手続きや市民サービスのデジタル化が求められており、デジタルディバイド対策に十分な配慮を行いつつ、デジタル技術やデータを活用した市民の利便性の向上を目指し、積極的な取組を推進していく必要があります。

8 共創のまちづくり

多様化・複雑化する行政課題や市民ニーズに的確かつ柔軟に対応するためには、行政が様々な主体と協力しながら施策を展開していくことが不可欠です。その中で、SDGsに掲げられた各目標の達成に資する取組を推進していく必要があります。

調布市では、福祉、環境、防災などの様々な分野で市民や団体などが活発に活動しており、今後も、こうした多様な主体と行政とが適切な役割分担のもと、ともに考え、ともに行動する、参加と協働による共創のまちづくりをより一層発展させていくことが必要となっています。

調布スマートシティ協議会など、産学官民の知見や特性を活かし、創意工夫の下、連携・協働しながら、市における社会的課題の解決に資する取組を推進していく必要があります。

第2章 まちの将来像

第1節 まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念の考え方

市は、「パラハートちょうふ～つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち」を標榜し、様々な障害に対する理解を深め、一人一人が寄り添う心を持ち、手を取り合って暮らせる共生社会の充実につなげる取組を展開しました。

核兵器の廃絶と世界の恒久平和は人類共通の願いです。市は、非核平和都市宣言及び国際交流平和都市宣言の理念に基づく市民の被爆地への平和派遣などを通じて、戦争の悲惨さ、また平和の尊さを後世に伝えていく様々な取組を市民とともに継続しています。

我が国の社会は、人々の価値観が多様化しています。また、社会のグローバル化や地方分権の進展などにより、地方自治体や市民生活を取り巻く社会経済環境も大きく変わりつつあります。

市は、これまで、様々な都市機能を備え利便性が高く、かつ、水と緑といった自然環境と調和したまちとして発展してきました。

また、恒久の平和や一人一人を尊重するという市民の思いを大切にするとともに、ユニバーサルデザインの考え方や地球規模での環境問題などの課題にも対応したまちづくりを実践してきました。

このような中で、これまでのまちづくりの成果を引き継ぎ、市民がいつまでも安心して住み続けたいと思うまち、活気にぎわいのある人が集まる楽しいまち、そして、人と人とのふれあいや思いやりの心を大切にしながらほっとするぬくもりの感じられるまちをつくっていくとともに、それを次の世代につないでいきます。

こうしたことから、まちづくりの基本的な理念を次のとおり掲げます。

(1) 個の尊重

すべての人が自分らしく生きていくためには、様々な背景があるすべての人がお互いに生活習慣や文化、価値観等の違いを認め合い、ともに生き、暮らせるよう、人権が尊重されることが必要です。

このため、市は、人間としての存在や尊厳が尊重される思いやりに満ちたまち、あらゆる差別を許さないという人権意識が広く社会に浸透したまち、多様性を尊重し、そこから生じる様々な違いに寛容なまちを基本的な考え方として人権施策の推進に取り組み、人権が保障された安心して、自分らしく生き生きと幸せを感じながら暮らせるまちを目指します。

(2) 共生の充実

社会のグローバル化が進み、また地球環境への関心が高まっている中、多様な個性や価値観を認め合い共存する社会や、地球や身近な自然等の環境に優しいまちづくりへの取組が不可欠となっています。

市は、すべての人が限りある地球上に暮らす市民として環境と調和しながら、一人一人の人権が尊重され、相互の理解と交流を深める中で平和に暮らすことができる共生のまちづくりを進めます。

(3) 自治の発展

地方分権が進展する中、地域の実情に応じた対応がより一層求められており、市民一人一人が、力を合わせながらまちづくりに取り組んでいく必要があります。市は、自治によるまちづくりを進め、活力ある地域社会を実現するため、平成24年12月に調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例を策定しました。

市は、日本国憲法が掲げる地方自治の本旨に基づき、市民一人一人が、まちづくりの主体として、これまで以上に自分たちのまちは自分たちでつくるという自主・自立の精神と責任を持って、共に力を合わせ、自主・自立のまちづくりを主体的に進めていきます。

第2節 まちの将来像

共生社会への想いを大切にし、産学官民の多様な主体が連携し、多様な生き方、調布のまちのにぎわいやうるおい、地域の特性や資源など、様々な魅力に満ちた、彩りのまちを目指します。

このため、まちの将来像を

『ともに生き ともに創る 彩りのまち調布』

とし、みんなで力を合わせて、まちづくりを進めます。

【参考】(まちの将来像 キャッチコピー)

このまちの将来像を広く市民に親しまれるものとするため、調布市らしさと将来に向けた彩りあるまちづくりへの想いを込め、『ともに彩るCHOFUTURE』*をキャッチコピーとして標榜し、様々な場面において活用していきます。

*今後、市民会議において検討します。

第3節 目標年度

この基本構想は、令和12年度（西暦2030年度）を目標年次とします。

第4節 人口規模

調布市の総人口は、良好な住環境や都心に近く交通至便という立地特性などから、今まで増加で推移し続けてきましたが、令和2年以降、伸びが鈍化しています。

こうした中、第6次基本構想の計画期間において、調布市の人口は、令和12（2030）年の総人口、約24万2000人をピークとして減少傾向に転じることを見込んでおり、人口減少局面を見据えたまちづくりを進めるものとします。

第5節 まちづくりの基本目標

まちの将来像「ともに生き ともに創る 彩りのまち調布」の実現に向け、次の8つの基本目標のもと、まちづくりを進めます。

1 安全に安心して住み続けられるために

平時から市民一人一人が地域の災害リスクを意識し、災害時には、共に助け合うとともに、地域ぐるみで犯罪の発生を未然に防止するための活動が活発に展開され、災害や犯罪から守ることができるまちを目指します。

2 安心して子どもを産み育てられ、将来を担う子ども・若者が力を発揮できるために

地域の中で安心して出産や子育てをしたくなるまち、そしてすべての子どもや若者が様々な学びや社会経験を得られ、それぞれの個性が尊重される、自由に夢を描けるまちを目指します。

3 みんなで支え合い、いつまでも心穏やかに暮らすために

だれもがそれぞれに合った心と体の健康づくりができ、地域の中で支え合いながら、ありのままに暮らし続けられるまちを目指します。

4 学びやスポーツを通じ、だれもが充実した毎日を過ごすために

市民一人一人が、気軽に学習やスポーツに取り組み、心豊かに活き活きと過ごせるまちを目指します。

5 多様性を認め合い、安心して自分らしく暮らせるために

人権を尊重し、平和を守り続けることの大切さを未来に継承します。また、多様性を認め合い、様々なつながりの中で、だれもが自分らしくいられるまちを目指します。

6 調布ならではの魅力にあふれ、活気に満ちたまちにするために

既存の産業を支えつつ、多様な主体の挑戦や連携を後押しすることで、新たな価値を生み出し、発展するまちを目指します。また、魅力を活かし、市民が誇りや愛着を感じられるまちを目指します。

7 地域の特徴を活かした快適で利便性に富むまちをつくるために

各地域の特徴を活かしながら、にぎわいや活力のある市街地と快適な暮らしを送れる住環境が形成されるとともに、だれもが安全で円滑に移動できる道路・交通環境が整ったまちを目指します。

8 豊かな自然と人が共生する、持続可能なまちをつくるために

2050年に向けて持続可能な脱炭素・循環型社会を形成するとともに、大切な自然をみんなで守り、活かすまちを目指します。

第3章 分野別の将来像とまちづくりの基本方向

基本目標の達成に向けて、次のとおり具体的な施策の基本方向を明らかにし、計画的かつ総合的なまちづくりを推進します。

第1節 基本目標1 【防災、防犯】

安全に安心して住み続けられるために

1 日頃から災害に備え、互いに助け合うまち【防災】

震災や風水害等の自然災害への防災・減災を図るため、平時から防災意識や地域防災力を高め、ソフト・ハードの両面から安全・安心なまちを目指します。

＜まちづくりの方向と基本的取組＞

①自助・共助による災害に強いまちづくり

- 有事の際に住民同士で協力して助け合えるよう、平時から地域コミュニティの醸成を図ります。
 - 地域住民や消防署との連携・協力、都有地や都施設の有効活用など、多様な主体との協働に根ざした防災体制の構築を図ります。
 - 地域での防災訓練のみならず、イベントの機会などを通じて、平時から防災意識の向上を図ります。
 - 集団生活に困難を抱える、災害時の避難場所における要配慮者に対する理解を促進します。
 - 市民一人一人が地域の災害リスクを正しく認識し、事前の備えや災害発生時には隣近所で助け合うことができるよう、防災意識の向上と知識の普及・啓発を図ります。
- ###### ②公助による災害に強いまちづくり
- 多摩川や野川の氾濫を防ぎ、頻発化・激甚化する風水害による被害の防止・軽減を図るため、近隣自治体と連携・協力しながら、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進します。
 - 災害発生時、迅速かつ的確に情報を収集し、だれもが必要な情報を適時得られるよう、新たなデジタル技術の活用を含めた情報連絡体制の強化を図ります。
 - 延焼や浸水・冠水を遅延させ、または防止するとともに、地域住民の避難場所の確保にも資するよう、農地等の緑地空間の保全に努めます。
 - 災害時にも必要な行政機能を維持できるよう、リスクマネジメントの取組を推進します。
 - 避難所運営等の災害時の対応において、集団生活に困難を抱える要配慮者が落ち着いて過ごせる場の確保や、多様性への配慮を推進します。
 - 特定緊急輸送道路沿道建築物及び、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により建築された木造住宅及び分譲マンションの耐震化を支援します。
 - 備蓄品や資機材の十分な確保や、適切な管理を行います。
 - 富士山噴火の降灰への対応について、東京都地域防災計画の改正を踏まえ、市の地域防災計画への位置付けを検討します。
 - 災害時において迅速な避難行動を取ることが容易ではない高齢者や障害者等の要配慮者が、適切に避難行動を行える体制の整備に取り組みます。

※くまちづくりの方向と基本的取組>の内容は、新たな基本計画への提案も含んでおり、今後変更となる場合があります（次頁以降においても同様）。

2 みんなが協力して、犯罪を未然に防ぐまち 【防犯】

だれもが安全で安心して暮らせるよう、地域や関係機関との連携・協力のもと、犯罪の起りにくいまちを目指します。

＜まちづくりの方向と基本的取組＞

①犯罪が起こりにくいまちづくり

- 市民一人一人の防犯意識の向上にも結びつくよう、自治会や防犯ボランティア団体等による地域主体の防犯活動を支援します。
- 地域との連携・協力のもと、防犯カメラ等の防犯設備の設置や路上における暗がりの解消など、防犯に配慮した環境づくりを推進します。
- 警察署や消費生活センター等の関係機関との連携・協力のもと、市民が特殊詐欺の被害に遭わないための未然防止対策を推進します。
- 調布市防災・安全情報メールの活用促進等により、市民への犯罪発生情報や防犯関連情報の迅速な提供に努めます。
- 誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指し、犯罪歴等のある人の社会復帰に必要な支援を推進します。

第2節 基本目標2 【子育て支援、学校教育、子ども・若者】

安心して子どもを産み育てられ、将来を担う子ども・若者が力を發揮できるために

1 みんなに見守られ、安心して子どもを産み、育てられるまち 【子育て支援】

子育てに関する相談・支援の機能を拡充し、地域全体で子育てを行う環境づくりや、市民・企業・医療機関等の様々な主体が連携して子育て支援を実施することで、調布で子どもを産み育てたいと思えるまちを目指します。

＜まちづくりの方向と基本的取組＞

①安心して子どもを産み、育てることができる、切れ目ない支援環境のあるまちづくり

- 様々な主体と密に協力・連携しながら、子ども・子育て施設の整備充実や多様なサービスの提供を推進します。
- 各地域の児童館など、市民にとって足を運びやすい身近な場所で、子育てに関する相談・支援体制の充実を図るとともに、子育て世代包括支援センター（保健センター及び子ども家庭支援センターすこやか）等の機能を活かし、妊娠・出産・育儿への不安の軽減や虐待の早期発見・予防につなげる取組等を推進します。
- 妊娠期から子育て期にわたる、各ライフステージの状況に応じた切れ目ない支援を実施します。
- 子どもを産み、育てやすいまちづくりを推進し、調布の子育て環境の良さを市内外に積極的に発信します。
- 子育てに対する市民の寛容さの醸成を目的とした啓発活動を推進します。
- 子育て家庭の心身の負担軽減を図り、安心して過ごせるよう、多様な媒体を活用して、ニーズに応じた効果的な情報発信を進めるとともに、必要性と利用状況に応じたサービスの拡充に努めます。
- 妊娠を希望する方や、不妊に悩む方を対象とした支援とあわせて、市民に対する不妊治療の周知啓発や理解促進に取り組みます。

②様々な課題を抱えた子どもや家庭に対する、多様な支援を充実させたまちづくり

- 発達の遅れや障害など、課題を抱えた子どもたちやその家族に対して、新生児期や乳幼児期の健診・検査の実施や子ども発達センターや保健センターでの相談事業などにより支援します。
- ひとり親家庭が必要な支援を受けられるよう、関係機関との連携・協力体制を強化します。
- 子育て家庭に対する各種制度の周知や相談体制を整えることで、経済的負担の軽減につなげるとともに、子ども食堂等の子どもの居場所づくりや学習支援を行うなど、総合的な対策を推進します。
- 双子・三つ子などの多胎児を持つ家庭が、安心して子育てができるよう、多胎児特有の悩みや楽しみなどを共感できるような交流の場や相談支援体制の充実を図ります。
- 外国にルーツを持つ子育て家庭にも制度や情報が伝わるよう、支援の充実を図ります。

2 子どもたちの個性が尊重され、安心して学び成長できるまち 【学校教育】

それぞれの個性を尊重し、主体的な学びに繋がる学校づくりを目指すとともに、地域に開かれた学校づくりを進めることによって、地域一体となって、子どもたちが安心して学び成長できるまちを目指します。

＜まちづくりの方向と基本的取組＞

①子どもたちが自分らしく成長できる学校づくり

- 子どもたちの意見を尊重し、それぞれが主体的に学びたくなる学校づくりを目指し、個に応じた教育を推進することで、子どもたちの知力、体力、コミュニケーション能力などの向上につなげます。
- 課題を抱えた子供たち一人一人により目を向け、特別支援教育の更なる充実を図り、心理的な壁を感じることがない学校づくりを目指します。
- 子供たちがより多くの障害当事者と自然に関わる機会を増やし、様々な障害について知ることができる環境をつくることで、子どもたちの障害理解の促進に努めます。
- 子どもたちが登校できない状況でも、自宅で学校とつながり、教育を受けることができるよう、オンライン教育の充実を図ります。

②子どもたちが行きたくなる、魅力にあふれた安全・安心な学校づくり

- コミュニティ・スクールの導入など、地域との連携による学校づくりを進めることで、地域に見守られた安全・安心な学校を目指します。
- 学校教育について、子どもや保護者も一緒に考えることで、みんながわくわくできる学校づくりを目指します。
- 2012年12月20日に市内の公立小学校で発生した食物アレルギーによる死亡事故を踏まえ、アレルギー専門医等の多様な主体と連携した各種研修や、訓練の充実を図るとともに、食物アレルギー対応マニュアルを活用した、安全・安心な給食の提供に引き続き取り組みます。
- いじめや虐待、不登校など、子どもたちを取り巻く諸課題への対応に向け、子どもたち一人一人に応じた教育及び支援の充実に取り組みます。

3 子ども・若者が、様々な活動や交流を通して、活躍できるまち 【子ども・若者】

子ども・若者が、互いに尊重し、支え合うことができる環境づくりを進めるとともに、学びや交流などを通じ、一人一人がありのままを認め合えるまちを目指します。

＜まちづくりの方向と基本的取組＞

①子ども・若者が互いを尊重し、認め合うことができる心の壁のない環境づくり

- 自分と他者の違いを自然に受け入れ、多様性について気づきを得られる環境づくりを進めます。
- 子ども・若者が自己実現の機会や安らぎを得られるよう、居心地よく過ごせる場を増やすなど、様々なニーズに対応した施策を進めます。

②子ども・若者が、いきいきと学び、交流し、活躍できる環境づくり

- 子ども・若者が地域で学び、交流したくなる、魅力ある地域づくりを進めるとともに、行政や地域の取組に参加した子ども・若者の意見や考えがまちづくりに反映できる、持続可能な仕組の構築に努めます。
- 子ども・若者が、地域とのつながりを得ることで、それそれが抱える課題が解決されるよう支援します。
- 子ども・若者に寄り添う、相談体制の充実を図ります。
- ヤングケアラーを周囲の人が適切な関係機関につなげられる環境づくりに取り組みます。

※ヤングケアラー：本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（参照：厚生労働省HP）

第3節 基本目標3 【福祉（高齢者福祉・障害者福祉・地域福祉）、健康づくり】

みんなで支え合い、いつまでも心穏やかに暮らすために

1 みんなで支え合う、誰一人取り残さない、共に生きるまち【福祉】

ユニバーサルデザインの視点に基づき、多様なニーズや幅広い世代に応じたきめ細かな相談・支援体制の充実を図るとともに、地域で支え合いながら、居心地の良い居場所づくりを推進し、住み慣れた場所で暮らし続けられるまちを目指します。

＜まちづくりの方向と基本的取組＞

①地域での関わりを自然につくことができ、助け合うことができるまちづくり

- 自治会や地区協議会などの地域におけるコミュニティ活動の担い手と連携するだけでなく、子ども・若者から高齢者まで、地域で気軽に交流でき、支援の受け手と支え手の関係を超えて支え合うことができる、居心地の良い居場所づくりを推進します。
- 全ての高齢者がいつまでも住み慣れた場所で暮らし続けられるよう、高齢者を地域全体の連携・協力のもとで支える地域づくりを推進します。
- 認知症支援や介護予防事業などを実施するとともに、高齢者と地域のつながりを創出し、地域の見守りによって、より多くの高齢者が安心して日常生活を送ることができる取組を展開します。
- 災害時の避難場所において、バリアフリーに配慮するほか、落ち着いて過ごすことのできる場所を確保するとともに、要配慮者に対する理解の促進を図ります。

②多様なニーズに応じたきめ細かな支援体制が整い、当事者の視点を重視したまちづくり

- 障害のある方や高齢者、難病（指定難病及び指定外の難病）の方、外国にルーツを持つ方などに配慮し、生きづらさを抱える人が少しでも生活しやすくなるよう、困難を抱える方への理解の促進に努めます。
- 様々なコーディネーターを身近な場所に配置するなど、地域社会の多様なニーズの解決に努めます。
- 関係機関が連携し、ヤングケアラー※やダブルケアラー※が気軽に相談できる環境づくりに取り組むとともに、その負担を和らげるための支援につなげます。
※ヤングケアラー：本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（参照：厚生労働省HP）
※ダブルケアラー：親の介護も担う、育児期にある者（世帯）（参照：内閣府HP）
- デジタル技術を活用し、様々な相談・支援に関する情報発信を強化するとともに、市民の情報格差を解消するデジタルディバイド※対策を推進します。
- ※デジタルディバイド：インターネットやパソコン等の情報通信技術や機器を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差
- 歩行が困難な方や、ベビーカーの利用者、視覚障害者などの異なったニーズを考慮し、ユニバーサルデザインを踏まえた視点から、誰もが安心して移動できるよう、歩道や道路の整備を促進します。

2 自分に合った健康づくりを通して、心地よくすごせるまち【健康づくり】

スポーツに取り組みやすい環境づくりや生活習慣病予防、がん対策を推進するとともに、地域・医療機関・企業等との連携により、現代の多様化する健康課題を解決し、市民一人一人の理想の健康づくりを実現できるまちを目指します。

＜まちづくりの方向と基本的取組＞

①市民一人一人が、健康づくりについての意識を育むことができるまちづくり

- 健康診断の促進、がん、急性心筋梗塞や歯周病をはじめとする生活習慣病対策の推進など、市民の健康状態を維持・確認することができる機会をつくります。
- 障害のある方、難病（指定難病及び指定外の難病）の方、外国にルーツを持つ方など、健康診断を受診しづらい方にとつても、健康診断を受診しやすい環境を整備します。
- 市民の健康増進に結び付くよう、誰もが日常的にスポーツ・運動ができる環境の充実を図ります。
- 誰もが健康について相談しやすい環境づくりと併せて、アクセシビリティの高いホームページの作成やSNS等の媒体も活用した積極的な情報発信を行います。
- 食育をテーマにした講演会や適切な情報発信など、自然に健康になれる食環境づくりを目指します。
- 食・栄養やお口（歯・口腔・咽頭等）の健康等に関する情報について、SNSなどの様々な媒体や各種イベントなどを活用して情報提供を行います。

②市民一人一人が、病気や高齢化など、それぞれの抱える健康課題とともに歩むことができるまちづくり

- 子ども・若者から高齢者まで、それぞれのライフステージに合わせた切れ目の無い健康支援に取り組みます。
- 行政と地域が密接に連携し、高齢や病気になっても、地域でいきいきと楽しく暮らすことができる、「地域の伴走」が得られるまちを目指します。
- 孤立させない地域づくりによる自殺予防の取組など、一人一人に寄り添ったこころの健康づくりを推進します。
- 様々なライフステージにあった食育及び歯科保健の普及啓発と、健康寿命の延伸に向けた健康づくりの取組を推進します。

③市民一人一人が、様々な健康づくりを実現できるまちづくり

- それぞれの状況に合った健康づくりを進められるよう、幅広く、多様な健康施策に取り組みます。
- がん等に罹患した場合でも、病気やその後の人生と向き合うことができる仕組を、医療機関や企業等との連携により構築します。
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携を図り、感染症対策や受動喫煙防止のための施策等を推進し、現代の多様化する健康課題の解決に尽力します。
- フレイル・口腔フレイル予防の取組の充実や、一人一人の状況に合わせた在宅医療・介護が実現できるよう、医療機関等との連携を深めます。
- ふれあい給食やこども食堂など食を楽しむ機会や共食の場で豊かなコミュニケーションの機会を増やし、食を通じた地域のふれあい・健康づくりを推進します。

第4節 基本目標4 【生涯学習、スポーツ・レクリエーション】

学びやスポーツを通じ、だれもが充実した毎日を過ごすために

1 多世代が生涯を通して学び合う、心豊かになれるまち 【生涯学習】

自由かつ主体的に学べる学習環境を充実させ、市民同士が交流を深めながら、学びの成果を活かすことで、心のゆとりと自信を持てるまちを目指します。

＜まちづくりの方向と基本的取組＞

①多世代が自由に学び合える機会の創出・充実

- 多世代が自由に学べる機会を創出するため、情報機器を活用したオンラインによる学習機会の提供など、デジタル技術を活用し、場所的・時間的な制約を受けずに、いつでも、どこでも学習できる環境づくりを推進します。
- 一人一人の知識や経験を活かせる場を構築し、市民同士が教え、学べる機会を拡充します。
- 若者や働く世代など、日頃、生涯学習への参加が少ない市民の学習に対する興味関心を高め、自主的な学習活動の実践へつながるよう、生涯学習の普及啓発やきっかけづくりとなるイベントの実施など、多様なきっかけづくりに努めます。

②学びを通じた交流促進や学びの成果を活かす機会の充実

- 市民の学習意欲の向上や、学習を通じた交流を促進するため、学習活動の様々な成果に関する発表機会の充実を図ります。こうした市民と行政が協働で実施する生涯学習に関するイベント等の開催や、様々な市民が主体となったまちづくり活動を支援することで、学習の成果をより良い地域社会の形成へとつなげていきます。
- Webサイト「生涯学習情報コーナー」の活用や生涯学習に係る人材情報の収集・提供を積極的に行うことで、学習の成果をまちづくりに活かす機会の確保に努めます。

③安全・安心かつ快適に学べる環境の充実

- 既存学習施設の機能の維持・向上を図るため、施設のバリアフリー化や老朽化の度合いに応じた改修・修繕、設備機器の更新を計画的に推進します。
- より多くの市民が身近な場所で、気軽に学習に取り組むことができるよう、既存学習施設の利便性向上や効果的で効率的な維持管理・運営に努めます。
- デジタル技術の進展に対応した学習活動を支援するため、必要な環境の整備を推進します。

2 生涯にわたってだれもがスポーツに親しみ、活き活きと過ごせるまち 【スポーツ・レクリエーション】

国際的なスポーツ大会の開催地としてのレガシーを継承しながら、市民がスポーツを“見る・する・支える”ことができる機会を創出し、市内のスポーツ資源を積極的に活用することで、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じて、快適かつ気軽にスポーツを楽しめるまちを目指します。

＜まちづくりの方向と基本的取組＞

①あらゆる市民が気軽に運動できる機会の充実

- 市民の身体面や精神面での健康の保持増進や健康寿命の延伸にも結びつくよう、一人一人のライフステージやライフスタイルに応じてスポーツに取り組める機会の充実を図ります。
- 市民が気軽にスポーツを楽しみながら交流を深められるよう、多様な市民が参加できる各種スポーツイベントの充実を図ります。
- スポーツ関係団体と連携した取組を推進するほか、スポーツを支える新たな人材の育成・確保に努めます。

②安全・安心かつ快適にスポーツを楽しめる環境の充実

- 既存スポーツ施設の機能の維持・向上を図るため、老朽化の度合いに応じた改修・修繕や設備機器の更新を計画的に推進します。
- 市民が身近な場所で、気軽にスポーツを楽しむことができるよう、日常的に利用できる施設としての利便性向上や、効率的で効率的な維持管理・運営及び情報提供に努めます。
- 利用者のニーズを踏まえながら、既存スポーツ施設のバリアフリー化等のインクルーシブな施設改修を推進します。

③スポーツに対する関心を喚起するための取組の推進

- プロスポーツチームや個人など、多様な主体との連携・協力により、より多くの市民がスポーツに関心を持ち、スポーツに親しめる機会の創出を図ります。
- 国際的なスポーツ大会の開催地としてのレガシーを継承しながら、様々ななかたちで市民がスポーツに携わることができる機会の創出を図ります。
- 日頃スポーツをしていない市民も気軽にスポーツに取り組めるよう、スポーツに関する情報の速やかで効果的な情報提供に努めます。

第5節 基本目標5【共生社会（地域コミュニティ・人権・LGBTQ・多文化共生）、平和】

多様性を認め合い、安心して自分らしく暮らせるために

1 多様性を認め合い、人ととのつながりのなかで、だれもが自分らしくいられるまち【共生社会】

国籍や言語等の違いを超えて、お互いの個性・特性を認め合いながら、様々なコミュニティのなかで、だれもが自分らしく暮らせるまちを目指します。

＜まちづくりの方向と基本的取組＞

①市民同士がゆるやかにつながれる、暮らしやすいまちづくり

- 多様な市民がふれ合える機会を増やすため、活動拠点の整備や実施プログラムの開発、運営体制の見直しなどに取り組みます。
- だれもが住み慣れた地域で、安心な暮らしと活躍の場を得られるよう、自治会や地区協議会をはじめとする、地域活動に関する情報提供の充実等により、住民のコミュニティ活動への参加のきっかけづくりを推進します。
- 時代に合ったコミュニケーションツールを効果的に活用しながら、市民同士がいつでも容易につながれる仕組を構築します。

②一人一人の個性・特性を認め合い、だれもが安心して暮らせるまちづくり

- 市民一人一人がお互いの生き方を尊重し、心安らかに暮らすことができるよう、様々な機会をとらえ、人権意識の高揚や多様性に対する理解を深めるきっかけづくりに取り組みます。
- 自己の性自認・性的指向を理由とする差別や偏見、様々なハラスメント、インターネット上での人権侵害など、様々な人権問題に適切に対応できるよう、当事者の声を受け止め、その人権を擁護するための活動を推進します。
- 同性パートナーシップ宣誓制度の取組を通じて、だれもが自分らしく暮らせるまちの実現を目指します。
- 性による差別や格差を解消し、地域や社会でだれにでも平等に活躍できる機会があるまちを目指します。
- 仕事と家庭と地域生活との調和を目指すワークライフバランスの実現に向けて、市民・事業者の意識啓発を図ります。

③国籍・文化・言語等の違いを超える、だれもが共生できるまちづくり

- 国籍や言語等の違いを超える、外国人市民と日本人市民が互いの国の文化や生活習慣を理解し合えるよう、多文化共生・交流機会の充実を図ります。
- 国際交流関係団体等との連携・協力のもと、多言語による行政情報の提供や相談支援体制の充実など、外国人市民にとつても暮らしやすい環境づくりを推進します。

2 戦争について学び、平和への認識を深め、未来につないでいくまち【平和】

市内に残る戦争遺跡や体験談を若い世代に引き継ぐとともに、平和について学べる機会を充実させることで、平和を大切に思い続けるまちを目指します。

＜まちづくりの方向と基本的取組＞

①戦争について学び、その悲惨さを教訓として後世に語り継ぐまちづくり

- 戦争の悲惨な記憶を後世に語り継いでいくため、引き続き、遺跡や記録、戦争体験談などの維持・保存に取り組みます。
- 名誉市民水木しげる氏の作品などの地域資源を活かし、デジタル技術を活用しながら、市民が戦争について学び、体験する機会を充実させるなど、その悲惨さを教訓として後世に語り継ぐための取組を実施します。

②平和への願いを未来につないでいくまちづくり

- 非核平和都市宣言及び国際交流平和都市宣言の理念に基づき、市民とともに、平和の尊さを後世に伝えていく様々な取組を継続して実施します。
- 引き続き、広島や長崎へのピースメッセンジャー派遣事業等を通じて、次代を担う子どもたちが、戦争を経験された方の思いを想像し、平和の尊さについて考え、それを発信する取組を推進します。
- 平和首長会議や非核宣言自治体協議会に加盟する自治体など、多様な主体と連携し、展示会やイベントなどを通じて、市民一人一人が平和について考える機会の充実を図ります。

第6節 基本目標6 【産業（創業支援・地域経済），観光，芸術・歴史文化】

調布ならではの魅力にあふれ、活気に満ちたまちにするために

1 だれもが新たにチャレンジでき、産業が発展するまち 【産業（創業支援・地域経済）】

まちの活力を高めるために、様々な分野における挑戦をオール調布で応援し、活発な経済活動が持続的に循環・発展していくまちを目指します。

＜まちづくりの方向と基本的取組＞

①創業・起業等のチャレンジを応援するまちづくり（創業・起業）

○多くの人財や企業・団体などが集い、支え合いながら、よりよい未来に向けて発展していくまちにするため、企業・投資誘致や創業支援などの新たなチャレンジを応援する取組や、産学官民の連携をさらに充実させ、新たな価値を共創する取組を促進する。

○市内の企業や大学、業種を超えた中小企業間の交流機会の充実を図り、経済発展と様々な社会的な課題の解決を両立できる新たなビジネスモデルの構築を促進します。

②既存企業の経営の革新を支えるまちづくり（既存企業）

○観光施策とも連携を図りながら、より多くの人々が市内で買い物や食事を楽しむことができるよう、商店街の活性化を支援します。

○経営者の高齢化や後継者不足等により、事業の継承に課題を抱えている事業者への相談支援体制の充実を図ります。

○経営効率化を図るため、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に取り組む既存企業を支援します。

③将来にわたって持続可能な農業を支えるまちづくり（農業）

○農業を守り、地産地消を推進するため、大学や企業など多様な主体と連携しながら地元農家が農作物を生産し続けられるシステムを構築するとともに市内農業について知ることのできる機会の充実を図ります。

○農地を保全するため、農業ボランティアの活用や新規農業従事者の育成等による農業への支援体制の充実を図ります。

○NPOや市民団体等との連携・協力により、市民が自然を学ぶ場、土とふれ合う場として、学童農園や農業公園の整備を推進します。

2 調布ならではの魅力でみんなをわくわくさせる、にぎわいのあるまち 【観光】

「映画のまち調布」、「深大寺」、「水木マンガの生まれた街 調布」などの地域資源を磨き上げるとともに新たな魅力を発掘し、市内外に向けて効果的にPRすることで、多くの人々の好奇心を刺激する、にぎわいのあるまちを目指します。

＜まちづくりの方向と基本的取組＞

①地域資源を活用した賑わいのあるまちづくり（観光）

○より多くの人々を引き込むよう、観光と飲食の連携、スポーツや映画等を活かした市内外のだれもがわくわくするイベントの開催、調布ならではの土産物など、既存の地域資源をさらに磨き上げ、その魅力を効果的に情報発信します。

○市民と共に、より多くの人々の好奇心を刺激し、魅了できる新たな地域資源を掘り起こし、その地域ならではの魅力を発信することで、まちの魅力の向上やまちのにぎわい創出に取り組むとともに、市民の誇りと愛着を深めることにつなげます。

3 郷土や歴史に愛着を持ち、地域の芸術文化を発展させていくまち【芸術・歴史文化】

地域の有形・無形の歴史的・文化的資源が守られ、理解や愛着が深められるとともに、幅広い世代の市民が様々な優れた芸術・文化に触れられる機会に恵まれ、市民主体の芸術・文化活動が盛んなまちを目指します。

〈まちづくりの方向と基本的取組〉

①市民主体の芸術・文化活動の振興

- だれもが芸術・文化に興味関心を持つことができるよう、芸術・文化を見る・知るだけではなく、体験できる場や機会の充実を図ります。
- 人と人とのつながりや地域コミュニティの活性化にも結びつくよう、多様な主体が自主的に芸術・文化活動に取り組める環境づくりを推進するとともに、発表機会の充実を図ります。
- 市民の自主的・自発的な芸術・文化活動を促進するため、芸術・文化団体の活動に対する支援や指導者の育成・確保を図ります。

②市民が芸術や歴史文化とふれ合える環境の充実

- 芸術・歴史文化に係る施設機能の維持・向上、整備を図ります。
- だれもが芸術や歴史文化により高い興味関心を持つことができるよう、デジタル技術を効果的に活用しながら、場所的・時間的な制約を受けずに、いつでも、どこでも気軽に芸術や歴史文化を鑑賞できる環境づくりを推進します。
- 利用者のニーズを踏まえながら、芸術・歴史文化に係る施設のバリアフリー化やアクセシビリティの向上、多言語対応等インクルーシブな施設改修を推進します。

第7節 基本目標7【市街地整備（駅周辺・住宅・景観），交通環境・道路整備】

地域の特徴を活かした快適で利便性に富むまちをつくるために

1 地域ごとの特徴を活かした、快適で利便性に富み住み続けられるまち【市街地整備】

各地域の特色や魅力を最大限に引き出し、市内外から多くの人が集い、憩い、活動できる賑わいの創出や、調布らしい魅力的な景観を形成するとともに、様々な世代や世帯のライフスタイルとニーズに応じた良質な住環境が整ったまちを目指します。

＜まちづくりの方向と基本的取組＞

①各地区の特色・魅力を活かしたまちづくり（駅周辺整備、地域ごとのまちづくり）

- 調布の顔にふさわしい賑わいとうるおいにあふれ、親しみのある駅前広場となるよう、調布駅周辺において、事業者等と連携しながら、イベントの実施や調布のシンボルとなるような施設の整備・誘導を検討するとともに、適切な土地利用を推進し、魅力ある都市空間の形成を目指します。
- 調布・布田・国領の3駅の駅前広場と各駅をつなぐ連続した貴重な鉄道敷地の都市空間の特性を活かし、市民が憩い、交流できる魅力ある空間づくりを進めます。
- その他の駅周辺では、賑わいの創出や生活利便性の向上を図るため、商店街・大型商業施設・産業・文化等の地域資源を活かしつつ、道路等の都市基盤整備や交通環境の改善、複合施設の整備等に合わせた特色あるまちづくりを推進するとともに、公共サインや災害時の案内板等の整備を行います。
- それぞれの地域の街としての価値の維持・向上を図るため、良質な住環境の整備や生活利便性の向上、緑地・農地の保全、歩車道分離、産学官民の連携などの特色あるまちづくりを推進するとともに、市民・事業者・地権者等と協働して、まちづくりを推進します。

②だれもが安心して暮らすことができる住環境の整備（住宅）

- 空き家の廃墟化や老朽化の防止に適切に結びつくよう、地域の居場所づくり、シェアオフィスやチャレンジショップなど、空き家の利活用を進め、地域の活性化と良好な住環境を形成します。市民農園や地域での居場所づくり、公共施設等への活用方法を検討します。
- 高齢者や貧困家庭など、住宅の確保に特に配慮を要する方が地域の中で取り残されず、自立した生活を安定的に送ることができるよう、セーフティネットの中核となる公営住宅を維持するとともに、民間賃貸住宅におけるセーフティネット登録住宅の確保を図ります。
- 世代や世帯構成、ライフスタイル等に応じた多様な住宅が供給され、子どもから高齢者まで多様な世代がバランスよく居住できる良質な住宅ストックの形成を促進します。
- 住宅のバリアフリー化や耐震化を推進し、安心して暮らすことができる環境を整備します。
- ZEB（ゼブ）※やZEH（ゼッチ）※等の環境に配慮した考え方を取り入れた快適な住環境の整備を推進します。

③調布らしさを醸し出す良好な街並みや景観の維持・形成（景観）

- 調布らしい緑あふれる景観を継承するため、農地を含めた緑地を保全するとともに、景観を損なわない建物の整備を誘導するなど、自然と共生したうるおいのあるまちづくりを推進します。
- 魅力あふれる駅前空間を構築していくため、駅周辺の建物や道路等の整備にともない、景観計画を踏まえ景観に配慮した街づくりを推進します。
- 歴史・文化芸術・スポーツなどの地域資源等を活かした調布のまちを代表するような景観を形成するため、計画的なまちづくりを推進します。
- 良好な都市景観の創出はもとより、安全で快適な歩行空間の確保や都市防災機能の強化にも結びつくよう、都道や市道における無電柱化を推進します。

④モデルとなる公共施設の整備

- だれもが使いやすく、地域コミュニティが活性化し、絆が醸成する拠点となるよう、ソフト面における機能の充実・仕掛けの工夫を図ります。
- 今後の社会ニーズに対応し、災害への備えや脱炭素化を進めるため、施設の老朽化対策や長寿命化を進めるとともに、再生可能エネルギーの利活用をはじめとするゼロエミッションや、フェーズフリーの考え方を取り入れた各種施策のモデルとなるような公共施設・学校施設の整備に取り組みます。

※ZEB:Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。(出典:環境省)

※ZEH:Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称。断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅です。(出典:経済産業省)

2 だれもが安全で円滑に移動できる、交通環境が整ったまち【交通環境・道路整備】

道路環境の整備を進めるとともに、すべての人が安心して利用でき、分かりやすく便利な交通環境を整え、だれもが安全に移動できるまちを目指します。

＜まちづくりの方向と基本的取組＞

①都市基盤の整備

○交通の円滑化を図るため、骨格となる都市計画道路と地区内交通を担う生活道路のそれぞれの道路の役割や地域の特性に応じて将来交通需要を踏まえた道路ネットワークを形成します。東部地域における踏切対策やボトルネックとなっている交差部などの交通環境の改善を図るために、連続立体交差事業を視野に入れた取組の検討・推進を図ります。

②人と環境にやさしい安全で便利な道路・交通環境の整備

○歩行者や自転車が安全に通行できるよう、歩道の拡幅やバリアフリー化、無電柱化を進めるとともに、街路灯のLED化を推進します。

○脱炭素化にも資するよう、低環境負荷の自動車や自転車の利用促進やカーフリーの取組等を通じて、環境にやさしい交通環境の整備を推進します。

○市内の交通利便性を高めるため、MaaS^{*}やシェアサイクル等のデジタル技術を活用した新たな交通サービスの導入を推進します。

○交通不便地域におけるコミュニティ交通の実証実験の動向を踏まえ、公共交通の在り方を検討します。

○市民が快適に移動できるよう、公共交通の利便性の向上を図るとともに、車や自転車等の多様な移動手段を利用できる道路ネットワークの形成を図ります。

③だれもが歩きたくなる、調布らしいまちづくり

○市民や来訪者も含め、だれもがうるおいや安らぎを感じ歩きたくなる、各地区の特性を踏まえながら、街路樹の植栽や適正管理など、調布らしい自然と調和した道づくりを推進します。

○人々に市内観光名所の周遊を促し、賑わいの創出に結びつけるため、シェアサイクル等の取組を推進するとともに、歩行者天国の活用や自転車利用者のマナー向上等を通じて、歩行者が歩きやすいまちづくりを推進します。

※MaaS（マース：Mobility as a Service）とは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるものです。（出典：国土交通省）

第8節 基本目標8 【環境保全、緑・農地・水辺・公園】

豊かな自然と人が共生する、持続可能なまちをつくるために

1 脱炭素・循環型社会へ変革し、気候変動の抑制に貢献するまち 【環境保全】

産学官民一体となり、持続可能な脱炭素社会・循環型社会を構築することで、世界規模での喫緊の課題である気候変動の抑制に貢献できるまちを目指します。

〈まちづくりの方向と基本的取組〉

①脱炭素社会の構築に向けたまちづくり

- トップランナーとして、ゼロカーボンの実現に向け、産学官民一体となり、「2050年までに二酸化炭素排出を実質ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティ宣言」に基づく取組を積極的に推進します。
- 環境学習の取組と併せて、デジタル技術を活用し、情報の「見える化」を図り、市民のアクションにつながる取組を推進します。
- 住宅の断熱性向上等による住居の省エネルギー化、業務ビルや店舗等における省エネルギーの推進など、市民・事業者の主体的な環境行動を促進します。
- 地域ぐるみで温室効果ガスの排出量を抑制する取組や、河川の氾濫等にもつながる気候変動に起因する異常気象への適応策を推進します。

②ごみの減量と適正処理の推進

- 「CHOJU プラスチック・スマートアクション」に基づき、市民・事業者と一体となった行動により、プラスチックごみの減量やプラスチックごみの海洋流出防止につながる取組を積極的に実施していきます。
- ごみの排出量の削減と併せて、コンポストなどの再利用・再生利用による3Rの取組を推進し、持続可能な仕組を構築するとともに、環境学習を推進します。
- ごみの発生抑制を最優先に、ごみを出さない、ごみになるものは受け取らないといったごみ減量につながる啓発や、ごみ減量に向けた市民・事業者の自主的な取組を支援します。
- ごみの分別のさらなる徹底等により適正排出・資源化を促進するとともに、不法投棄対策の充実等によって、ごみの適正処理を推進します。

③良好な都市環境の維持・確保

- 大気汚染や水質汚濁、騒音・振動等の公害の未然防止に向けて、監視体制を継続しつつ、関係機関と連携して規制・指導を行います。
- 空き缶や吸い殻などのポイ捨て防止や喫煙等のマナーが守られるよう、周知、注意喚起等に取り組むとともに、清掃等の美化活動や美化対策の推進によって、次代を担う子供たちに良好な環境を残せるよう、快適な都市環境の確保に取り組みます。
- 騒音や悪臭など、地域住民の日常生活や事業活動に起因する近隣公害の発生を未然に抑制するため、市民の意識啓発に取り組みます。

2 豊かな自然と人が調和し、水や緑を活かす、やすらぎのあるまち【緑・農地・水辺・公園】

豊かでぬくもりのある自然環境を次世代に継承するため、水と緑を創り、守り、育てるとともに、多様な主体と連携し、公園や農地、水辺環境の新たな魅力づくりを通して、市民が集い、憩いのあるまちを目指します。

＜まちづくりの方向と基本的取組＞

①豊かな自然と共生したまちづくり

- 今後も引き続き、豊富な自然と景観を大切に守り・活かすため、既存の緑地や農地等を保全するとともに、都有地や国有地を活用した緑の創出、バランスのとれた緑地開発、適切な農業支援を推進します。
- 貴重な自然環境である崖線樹林について、緑豊かな風景を維持するため、市民等による自主的な保全活動を支援します。
- 市内が水と緑と花でつながることで、人を含むすべての生き物にとって心地のよい緑の環境形成を図ります。
- 地域コミュニティや学校教育等と連携した取組を通じて、多くの市民に環境への興味を持ってもらうための機会を創出します。
- 自然環境が有する多様な機能を活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするグリーンインフラへの取組を推進します。

②農地の確保・活用に向けたまちづくり

- 農地を守り、地産地消を推進するため、市内の農家・市民が作物を栽培し続けられるシステムを構築します。
- 都市農地の保全のため、農業ボランティアの活用や新規農業者従事者の育成など農業への支援体制を充実させます。
- NPO法人や市民団体などと連携し、自然を学ぶ場、土と触れ合う場として、学童農園、農業公園などの整備を推進します。
- 農業を通じた共生社会を実現するため、農福連携の取組を推進します。

③水辺環境を活かしたまちづくり

- 市民等との協働により、貴重な湧水や河川の水辺環境を守るための取組を推進します。
- 人々が集い・憩える場所として、治水や河川環境との調和に配慮しながら、人々が集い・憩える場として川辺の活用を図ります。
- 地下水や湧水の保全のほか、ゲリラ豪雨等による都市水害への対応のため、雨水浸透ますの設置や透水性の高い道路舗装の促進による雨水貯留浸透機能の強化を図ります。
- 多摩川や野川、仙川等の河川について、河川管理者と協議の上、河川沿いの緑化等を促進することで、水辺環境や景観の向上を図ります。
- 水源として機能している貴重な湧水や河川等に近接している樹林地等の緑について、河川敷の草地等との連続性に配慮しながら、水辺環境との一体的な保全を図ります。

④身近な公園の整備・憩いの場づくり

- 公園がより身近で、安全かつ楽しく遊ぶことができる場となるよう、地域住民の参加による管理手法を取り入れた公園づくりに取り組みます。
- 子どもから高齢者まで、だれもが使いやすいインクルーシブの考え方を取り入れた公園のあり方やデザイン、災害等の非常時にも対応できるフェーズフリーの考え方を取り入れた遊具や公園の整備を検討します。
- 市民が思わず足を留め、憩える公園となるよう、花いっぱい運動等を推進します。
- 公園が不足している地域を中心に、提供公園、国有地や都有地を有効活用した公園の整備に取り組みます。
- 既存の公園施設の日常点検、定期点検を計画的に実施し、長寿命化が図れるよう適時適切な維持管理を実施します。
- 子どもたち的好奇心や自主性を育み、生き生きと成長できる場として、利用者自らが「遊び」をつくる場であるプレーパークの整備を地域活動団体と行政の協働で取り組みます。

第4章 まちの将来像の実現に向けて

この基本構想に掲げるまちの将来像「ともに生き ともに創る 彩りのまち調布」の実現に向け、調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例に規定した、自分たちのまちは自分たちでつくるという自主自立の精神と責任を持って、共に力を合わせながらまちづくりに取り組んでいかなければなりません。そのため、まちづくりの実践に当たっては、次のことを基本的な姿勢とします。

第1節 市民が主役のまちづくり

まちづくりの主役は市民です。個人、団体、地域、目的を問わず、まちづくりの多様な主体が互いを尊重し、支え合い、相互理解に基づく連帯の輪を広げながら、豊かな地域社会の実現を目指していきます。

1 共創のまちづくりの推進

市民と行政の適切な役割分担や連携の下、参加と協働による共創のまちづくりを一層推進していきます。そのため、コロナ禍による状況の変化を捉えた参加手法の見直しや創意工夫に継続して取り組んでいきます。

持続的な社会課題の解決に向け、デジタル技術の活用等による産学官民が連携・協働した取組を進めています。

2 情報の発信・共有化

市民と行政の信頼関係に基づくまちづくりを進めるため、市政に関する情報の発信・共有化を推進し、行政の透明化を図ります。とりわけ、デジタルディバイド対策と併行した、デジタル機器の取扱いに不慣れな高齢者や障害者などへのきめ細かな情報共有に努めます。併せて、市民の主体的なまちづくりに関する情報についても発信・共有化を推進します。

第2節 市民のための市役所づくり

市民に最も身近な基礎自治体として、デジタルトランスフォーメーション（DX）などの時代の変化や多様化する市民のニーズに的確かつ柔軟に対応可能な市民の視点に立った市民のための市役所づくりを進めます。

1 組織体制の整備

市民に分かりやすく簡素で効率的な組織体制を整備します。また、新たな行政課題や組織の枠組みを超えた取組が必要な課題に、機動的に対処できるよう部署間の連携を強化し、施策の効果的な展開が図れるような組織の実現を目指します。

2 行政のデジタル化推進

行政におけるデジタル技術の活用を加速させることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政事務の簡素化・効率化に取り組みます。なお、その過程においては、専門人材の確保・

育成とデジタルディバイド対策に留意します。

3 人材の確保と育成

職員一人一人が、市民に信頼され、市政の担い手として意欲を持って職務に取り組むことができ、急速な時代の変化にも迅速・的確に対応できるよう、採用、研修、自己啓発等を通じて、これからの中づくりに必要な人材の確保と育成を図ります。

仕事と生活の調和を図り、介護や育児等の様々な事情を持つ職員をはじめ、全ての職員がそれぞれの能力を充分に發揮し、活躍できる職場環境づくりを進めます。また、女性の視点をより市政に活かしていくため、様々な取組を通じ、一層の女性職員の活躍を推進していきます。

4 他自治体等との連携・協力

市民の生活圏の拡大や広域的な行政課題の増加等に対応するため、共通する課題や目的に応じ、多摩地域の自治体や姉妹都市等との連携・交流を促進し、適切な市民サービスの提供や行政の効率化を進めます。

第3節 計画的な行政の推進

地方自治体を取り巻く環境は厳しさを増しています。将来にわたり安定的に市政経営を行い、市民サービスを提供していくためには、限られた経営資源を計画的かつ効果的・効率的に活用していく必要があります。そのため、計画・行革・予算が一体となった市政経営を推進します。

1 基本計画の策定

この基本構想に基づく具体的な取組を進めるうえでの指針となる基本計画を策定し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めていきます。一方、社会状況の変化等に対して計画を見直すなどの柔軟な対応を図っていきます。

2 健全な財政運営と行政改革の推進

基本計画の策定・推進に当たっては、将来の世代に過大な負担を掛けることがないよう、健全な財政を維持し、中長期的な財政の見通しを持ち、財政基盤の強化に努めるとともに、事業の調整等を行います。

社会の変化等に柔軟に対応し、質の高い市民サービスを継続的に提供するため、不断の行財政改革に取り組みます。

3 ファシリティ・マネジメントの推進

市が保有する公共施設及びインフラの老朽化に対応し、長期にわたり安全に安心して利用できるよう、民間活力を活用したサービスとコストの最適化を図りつつ、計画的な維持保全・更新に取り組みます。

4 行政評価による行財政運営

まちづくりにおける個別の施策や事務事業については、その目的、優先性、成果、効率性などについて、行政評価により検証し、改善等を図ります。なお、評価結果や事業等の見直しについては、市民に分かりやすく示すとともに、理解を得ながら取組を進めています。